

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

この持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十年二月二十七日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。

二 指示の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

この持ち出し等について指示する件（平成三十年福島県内水面漁場管理委員会告示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

平成三十年二月二十七日

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における平成三十年度目標増殖量を次のとおり定めた。

平成三十年二月二十七日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉